

改正

平成14年3月25日

平成19年4月1日

平成26年3月22日規程第53号

学校法人創価大学における情報ネットワークシステム利用上の情報倫理規程

(目的)

第1条 本規程は、学校法人創価大学（以下「本学」という。）において、情報ネットワークシステム（以下「システム」と呼ぶ。）の円滑な利用を促進し、教育研究の充実を図るため、システム利用における情報倫理及び情報セキュリティに関する遵守事項を定め、利用者が良識的行動規範を持って臨めるようにすることを目的とするとともに、システムの情報倫理を管理するための機構を定めるものである。

(適用の範囲)

第2条 本規程の対象者は、本学の学生、教職員及び次の者が利用を認めた者とする。

- (1) 創価大学情報ネットワークセンター（以下センターと呼ぶ）長
- (2) 大学事務局長

2 システムの利用が本学の敷地内でなされたか否かを問わず適用される。

(用語の定義)

第3条 本規程において使用する用語の定義は、以下の通りとする。

- (1) 「情報ネットワークシステム」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力その他の使用、電子メール・システムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンタ等の出力を含め情報資源を活用するための情報網（ネットワーク）及び、本学の施設・設備に設置されたハードウェア、ソフトウェアの全てを意味する。
- (2) 「情報倫理」とは、インターネットを含むコンピュータ設備の利用上の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの、ならびに法令または学則、利用規則によってその遵守が義務づけられているものを意味する。
- (3) 「電子上で発信された情報」とは、電子メールにより、またはwebページ、電子掲示板等の上に、発信もしくは書き込まれた情報を指す。
- (4) 「サービス」とは、計算時間、ハードディスク使用量、通信時間または印刷用資材等とい

った、システムに含まれる資源およびサービスの全てを意味する。

(5) 「施設・設備」とは、以下の2箇所が管理する施設・設備又は、これらの施設・設備に接続されており、本学が所有する設備をさす。

ア センター

イ 大学事務局

(システム利用上の原則)

第4条 施設の利用に際しては、別に定める施設・設備の利用規則を遵守しなければならない。

(情報倫理及び情報セキュリティに関する遵守事項)

第5条 システムの利用者(以下「利用者」と呼ぶ。)は、物理的な情報セキュリティを確保するために以下の事項を遵守しなくてはならない。

- (1) システムの中核が格納されている施設に無断で立ち入ってはならない。
- (2) システムを不正に触れてはならない。
- (3) システムを不正に破壊、改変、譲渡または破棄してはならない。
- (4) システムを譲渡または破棄するときは、保存された情報を完全に消去しなくてはならない。
- (5) システムを構成する機器を遺失したときは、第6条に定める管理委員会に速やかに報告しなくてはならない。

2 利用者は情報セキュリティを侵害しないよう、以下の事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 利用者はすべての行為に関して責任を負う。
- (2) システム上で発信された情報については、その発信者がすべての責任を負う。
- (3) 不正に利用資格、アクセス権を得たり与えたりしてはならない。
- (4) 設備・施設またはサービスを営利目的に使用してはならない。
- (5) 他者の著作物を利用するときは、著作権に関連する国際法、国内法、条約ならびに本学の規程に従わなければならない。
- (6) 公序良俗に反し、脅迫、中傷、いやがらせを目的とした情報を発信してはならない。
- (7) 憶測や予断に基づく不確かな情報を発信してはならない。
- (8) 施設・設備を利用して、公序良俗に反する情報または情報セキュリティを脅かす情報を受信してはならない。
- (9) スパムメール、チェーンメールまたはウィルスメールのような情報セキュリティを侵害する情報を発信してはならない。

3 利用者は技術的な情報セキュリティを侵害しないよう、以下の事項を遵守しなくてはならない。

- (1) 権限の無い不正なアクセスをしてはならない。
- (2) 情報が機密であることが分かったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。
- (3) システム、プログラム、ファイルまたはデータを、不正に破壊、削除、複製、改変してはならない。
- (4) システム上で発信された情報を不正に破壊、削除、複製、改変または公開してはならない。
- (5) 暗号化された情報を不正に解読してはならない。
- (6) サービスを大量に消費し続けることにより、他の利用者を妨害してはならない。
- (7) システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、または故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (8) ウィルス、スパイウェアまたはワームのような、情報セキュリティを侵害する有害プログラムまたはデータを施設・設備に持ち込み、あるいは広めてはならない。

(委員会)

第6条 本学におけるシステムの情報倫理を管理するために、「学校法人創価大学情報倫理管理委員会」（以下、「管理委員会」という。）を設ける。

2 管理委員会の規程は別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、管理委員会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月25日)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月22日規程第53号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。